

## 浪速区広報紙企画編集業務委託企画提案審査会開催要綱

### (目的)

第1条 大阪市浪速区役所が実施する広報紙における企画編集業務に係る委託先事業者の選定を行うにあたり、公平性、透明性の観点から学識経験等を有する者の意見を聴取するため「浪速区広報紙企画編集業務委託企画提案審査会（以下「審査会」という。）」を開催する。

### (審査事項)

第2条 審査会の委員は、事業者選定に係る次の各号に定める事項について、審査を行う。

- (1) 企画提案に対する評価及び業務の目的等に最も合致した企画提案がなされた事業者の選定に係る審査
- (2) 前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

### (委員及び委員長)

第3条 審査会の委員は3名とし、前条に掲げる事項に関する識見を有する学識経験者等をもって構成する。

2 審査会に委員長を置き、委員長は委員の互選とする。

委員長は審査会を代表し、議事その他の会務を総理及び審査結果を浪速区長へ報告する。

また、委員長を欠くときは、委員長の指名する委員がその職務を代理する。

### (審査会)

第4条 審査会は、浪速区長が招集する。

- 2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、開催することができない。
- 3 浪速区長は、必要があると認めるときは、隨時に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 4 浪速区長は、やむを得ない理由があるときは、各委員に個別に意見を聞くことで開催に代えることができる。

### (審査の公正性の確保)

第5条 審査会における審査の公正性を確保するため、次の各号に留意することとする。

- (1) 委員が、審査の内容と利害関係が生じるおそれのある場合は、その審査に参加しない。
- (2) 委員名は委託候補者選定結果と合わせて公表する。

- (3) 審査会は非公開とする。
- (4) 提案者の特定できる内容をマスキングした提案資料に基づき、審査する。

(委員の守秘義務)

第6条 委員は、所管業務を遂行する上で知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(開催期限)

第7条 審査会の開催期限は、業務委託契約の契約締結日までとする。

(事務局)

第8条 審査会の庶務は、浪速区総務課企画調整担当において行う。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年12月8日から施行する。
- 2 この要綱は、業務委託の契約締結日をもってその効力を失う。